

## 別紙 4

# 令和7年度 属性証明の課題整理に関する有識者会議 技術ワーキンググループ 議論の概要

## サマリー

### 背景及び経緯

現在官民の行政手続においては、紙やPDFによるやり取りが残存している。この現状は行政手続のデジタル完結の推進に向けて解決すべき課題となっている。この課題に対し、VCやDIWによる情報連携が解決策となる可能性がある。しかし、同時にVC・DIWの活用に伴う様々なリスクの発生も懸念されている。

そこで、想定されるリスクに対する技術面での対策等の議論を想定し、技術ワーキンググループを設置した。技術ワーキンググループでは第1回本体会議からの申し送り<sup>1</sup>も踏まえ、①自治体が発行し民間事業者が受け取る住民票の写しと②民間事業者が発行し自治体が受け取る就労証明書を題材とした議論を行った。

### 技術WGでの議論内容の概要

#### ① VC・DIWの利活用におけるリスクの技術的な対策についての議論内容

- ・ 本体会議で整理した「正当な発行者から発行されたVCの盗用や提示先での再利用による詐称・なりすまし」等の4つのリスクの類型に対して、技術的対策の基準に関する議論を想定し技術WGを開催した。しかし委員から「前提を具体化しないと対策の議論が難しい」などの意見が示された。そこで事務局として、行政でのVC・DIWの活用実現という目標に立ち返り、まずは題材ユースケースを議論用に仮置きして具体化した上で、これらの仕様の検討や実装において阻害要因となる課題とその解決策について議論することとした。
- ・ また、委員より「スコープを絞りすぎているので、俯瞰的に観点をとらえることも両輪で実施すべき」との指摘もいただいた。そこで事務局として、題材ユースケースの具体化という議論の深化を主に据えつつ、VCやDIWの社会実装にあたり各ステークホルダーが検討すべき事項を広く洗い出した「行政機関におけるVC及びDIWの活用にあたる検討事項リスト（案）」を作成し、委員による加筆や修正を行った。

#### ② 就労証明書を題材とした議論内容

- ・ 企業が従業員の就労状況等を証明する「就労証明書VC」を題材とした議論を行った。VCの発行方法については各企業において個別の発行基盤を整備する負担を軽減するための一つの可能性として、事務局より「VC発行プラットフォーム<sup>2</sup>」を利用する方法を示した。具体的には、企業が同プラットフォームを用いて従業員に就労証明書VCを発行し、本人のWalletやマイナポータルを経

<sup>1</sup> 第1回本体会議では具体的にユースケースの題材を想定した上で議論を行うことを技術WGへの申し送りとした。

<sup>2</sup> 様々な民間企業が就労証明書VCを発行できるように国が整備することを想定した架空の共通システム。

由して自治体に VC を提示する前提とした。

- ・ しかしこの前提について委員より、単独の発行プラットフォームにおける VC の必要性への疑問、発行プラットフォームは1つなのか複数想定するのかについての議論の必要性、企業ニーズに照らした発行プラットフォームの適否、などの指摘を頂戴した。
- ・ 上述の用法を前提とした際の課題として、VC 発行プラットフォームを仮に活用する場合における署名鍵を誰が用意し、所有し、管理すべきか<sup>3</sup>については、検証者が署名をどのように信頼できるか、第三者に署名を委託する際に委託先の鍵を用いる場合は発行者との委託関係をどのように証明するのかなどの観点も踏まえた追加検討の必要性が委員より示された。
- ・ また発行システムの在り方について、委員より合わせて以下の見解も得られた。
  - VC 発行プラットフォームで発行元が認証できており、自治体が就労証明書を受領するまでに行政システム間の信頼できる経路しか経由しない場合、必ずしも VC を利用することは必須ではないのではないか。
  - 一方で、就労証明書を発行する就労先企業の負担を軽減するためには、国が提供する VC 発行プラットフォームだけでなく、実際の就労データを有する各社の人事労務システムから就労証明書を発行する場合も考えられる。
- ・ このことを踏まえ、事務局としては、「場合によっては発行元の証明を VC の Issuer 署名で担保しなくてよい可能性もある。しかし、様々なシステムから VC が発行される可能性を想定すると、VC という枠組みで仕様を共通化することが相互運用性の担保に有益ではないか」との見解に至った。

### ③ 住民票の写しを題材とした議論内容

- ・ 基礎自治体が住民の世帯情報等を証明する「住民票の写し VC」を題材とした議論を行った。住民票の写し VC は、オンライン申請システム等からの発行要求に応じて利用者の Wallet に発行され、世帯情報等の証明が必要な場面において民間事業者等に提示される前提とし、身元確認用途は本議論では想定しない前提とした。
- ・ 住民票の写しを電子交付する上では、「本人が提示した住民票の写しが、第三者により再利用されることでなりすましが行われる」というリスクへの対策が求められる。このリスクに対して委員より、Holder と VC の紐づけと発行時や提示時の本人認証による技術的な対策が可能な設計はできるであろうとの見解が得られた。

### ④ 単独のユースケースによらない横断的な施策や検討事項に関する示唆

- ・ 議論を行う中で、単独のユースケースだけでなく、様々なユースケースを想定したうえで、相互運用性の確保や全体最適化の観点から議論を進めるべき論点についての示唆も得られた。
- ・ 具体的には、VC の発行に関し、規模の小さい自治体や民間企業にとっては、VC の発行システムを個別で整備することや署名に用いる鍵を個別で管理することの負担が課題であると考えられる。さらにユースケースごとに異なる技術仕様への準拠やプラットフォームの利用が求められることは、さらなる負担につながると想定される。このことから、事務局では「共通的に利用可能な VC の発

<sup>3</sup> 通常であれば、証明書の発行者の署名鍵によって署名を付すことで、署名者の真正性を検証可能となる。一方、鍵の管理負担の問題から署名鍵を VC 発行プラットフォームが1つ用意し、代理で署名を行う方式なども想定される。

行システムや、VC発行側の負担を最小限とできる署名鍵や公開鍵証明書等のあり方に関するさらなる整理が必要である」との見解に至った。

- ・ また Wallet については、将来的に Wallet に様々な VC が格納され、複数の VC が同時に提出されることも想定されるため、Wallet 及びこれに付随する機能に求められる要件は単独のユースケースだけでは定まらない。そのため、各 VC にそれぞれ求められるセキュリティレベルや相互運用性を満たすことのできる Wallet 及びこれに付随する機能の検討が必要であることが委員より示された。

## (別紙) 議論内容の詳細

### 1. VC・DIWの利活用にあたる技術的対策について

#### VC・DIWの利活用にあたる検討事項・考慮事項に関する整理状況

事務局および委員によってステークホルダーが検討すべき事項を洗い出した「行政機関におけるVC及びDIWの活用にあたる検討事項リスト(案)」において、整理中の検討の枠組みは以下のとおり。

分類	検討の枠組み
A. ユースケースに関する検討事項	A1. 対象とするユースケースの明確化 A2. 証明書のデジタル化に求められる業務的要件 A3. 導入の阻害要因となり得る制約
B. アーキテクチャに関する検討事項	B1. プライバシー共通原則 B2. 業務的要件に適した標準仕様や実装 B3. 各ステークホルダーを信頼するための仕組み B4. その他
C. VCのライフサイクルにおける技術的対策	C1. VCの発行時に求められる技術的対策 C2. VCの保持時に求められる技術的対策 C3. VCの提示・検証時に求められる技術的対策 C4. 検証者におけるVCの保存時に求められる技術的対策 C5. その他全般において求められる技術的対策
D. エコシステムとガバナンスのあり方	D1. エコシステムのあり方 D2. ガバナンスのあり方

詳細については今後「行政機関におけるVC及びDIWの利活用にあたる検討事項リスト(案)」を本有識者会議の報告資料として公開する予定であるため参照のこと。なお、この検討事項リストは、あくまで俯瞰的な観点に立ち戻るための参照用資料として委員の意見を基に補助的に作成したものである。このため、現段階では検討の実施主体やタイミングなどの観点で精査しているものではない。各所管省庁がVCやDIWの導入判断時や導入判断後の検討を行う際に、本リストを検討の一助として活用されることも想定されるが、その準拠を求めるものではない。

#### (補足) リスクに対する対策基準の策定について

事務局としては本年度の有識者会議では、VCやDIWのリスクに対する技術的対策基準のガイドラインの骨子を成果物とする予定であった。しかし、議論を進める中で委員より「VCの枠組みの自由度が大きすぎるため、想定すべき前提や何に対する議論なのか曖昧で議論が難しい」との指摘を受け、また「リスク対策だけでなく、明確化すべき前提や検討を行う事項を先に洗い出すべきではないか」との助言を受けた。このことを受け、前述の検討事項リストを作成する方針とし、ガイドライン骨子の作成は次年度以降の検討へ申し送ることとした。

## 2. 題材ユースケース①就労証明書における VC・DIW の活用について

### ユースケースの概要、前提等

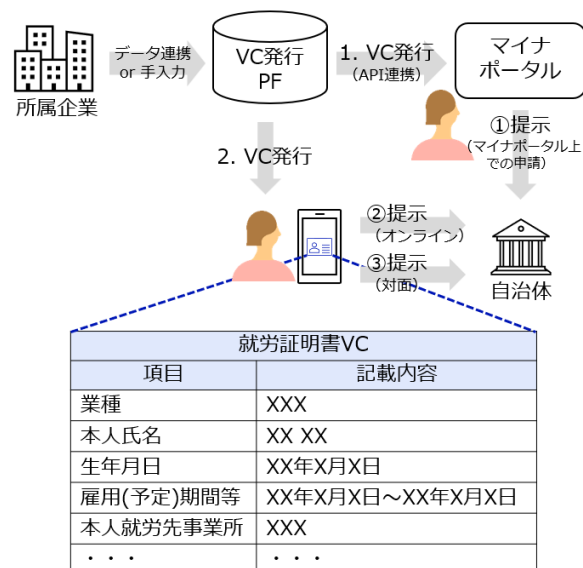
注) 仕様・実装等は架空のものであり、実際のユースケースに対する仕様・実装等を決定するものではない。

このユースケースは、所属企業が「VC 発行プラットフォーム」経由で発行した就労証明書の VC を、申請者が自治体へ提示することを想定したものととして会議では提起した。

背景としては、現状、就労証明書は保育所の入所などの際に企業が従業員の就労事実を証明する用途で用いられる。このため全ての企業が発行者となりうるが、VC の発行を行うにあたって発行システムの調達が困難な中小企業などの存在も考えられる。また自治体によっては、就労証明書の様式には運用面での差が見られることから、VC の発行を行うにあたり、運用面での整合を担保することも必要である。これらの課題に対して、VC の発行が 1 つシステムで行うことができる「VC 発行プラットフォーム（図中の「VC 発行 PF」）」を議論の想定とした。

VC の発行方法は「1.VC をマイナポータルに API 等で連携する方法」及び「2.VC を利用者のスマートフォンへ発行する方法」を想定した。

自治体への提示方法は、「①VC 発行プラットフォームからマイナポータルへ連携した就労証明書 VC を申請の添付書類として提示する方法<sup>4</sup>」、「②申請者が自治体の電子申請システムにアクセスし、スマートフォンから就労証明書 VC をオンライン提示する方法」又は「③申請者が役所の窓口等に直接出向き、スマートフォンから就労証明書 VC を対面で提示する方法」を想定した。



### 議論で得られた主な意見、示唆

まず、議論で想定した VC 発行プラットフォームを介した発行については、委員より「発行プラットフォームがある場合は VC 形式でなくとも直接プラットフォームから自治体にデータ連携可能ではないか」等の指摘を頂戴した。以下では、仮に発行プラットフォームがあるとした場合の課題や、発行プラットフォーム以外の在り方についての意見を含めて記載する。

#### 就労証明書 VC の発行における VC 発行プラットフォームの有効性・実現性

- ・ 中小企業等における署名鍵の管理の負担軽減などの観点では VC 発行プラットフォームのような

<sup>4</sup>子育て、福祉、税、介護、転居に関する自治体への申請をオンラインで実施できるマイナポータル上のサービスを活用することで、対応する一部の自治体に対する就労証明書の API 連携を行うことが可能な想定。

VCの発行形態も場合によっては取り得る。

- ・ VCを1つのVC発行プラットフォームで扱うため、Walletへの発行を統一された仕様で行うことができる。しかし、現状就労証明書の様式には運用面での差が見られるところ、それでも業務的に問題ないことが確認できればVC発行プラットフォームの採用は可能。
- ・ VCプラットフォームに企業がログインを行い、VC発行（署名）操作を行う場合の認証については、企業を認証するためのプラットフォームとして既にG Biz IDが提供されていることから、これを活用することが有効であると考えられる。ただし、全ての企業にとって使い勝手がよく利用に適している訳ではない場合があることについては留意が必要。

#### VC発行システムのあり方については、プライバシーや利便性を踏まえた更なる検討が必要

- ・ VC発行システムは個別で保有するべきなのか、プラットフォームのような形でサービス提供されるべきなのかについての検討が必要。 検討の観点としては、前述した鍵の管理負担の削減などの観点のみではなく、データを中央集権的に扱うことへの懸念を抱かれる可能性や、日本全国の子会社とAPI接続することの実現可能性なども考慮する必要がある。
- ・ また、仮に各社とVC発行システムのAPI接続ができないとすると、多数の従業員を抱える大企業は、国が提供する統一的なVC発行プラットフォームよりも、実際の就労データを有する各社の人事労務システムから就労証明書を発行したほうが、担当者による手入力が不要となり、現場負担は軽減される可能性もある。そのような複数のシステムから就労証明書が発行される場合においては、提示者とVCの紐づけ等の様々な機能に関する相互運用性を確保するためにはフォーマットやプロトコルの各規格で仕様が定められているVCは有益な可能性も示唆された。

#### VC発行プラットフォームにおけるデータ連携のあり方についてもAPI連携の課題に立ち戻って再考する必要がある

- ・ ただし、人事労務システムなどの各企業のシステムとVC発行プラットフォームをAPI連携する形でVCを発行することは、本会議でVCに期待すること一つとして元々挙げていた「API連携が際限なく増えた際に手順が煩雑化してしまう課題の解決」と矛盾してしまうことも懸念される。このため、各社のシステムから直接VCを発行できた方が将来に向けての汎用性が高くなる可能性も考えられる。
- ・ そもそもVC発行プラットフォームで発行者を認証できており、かつ行政機関間の信頼できる経路しか経由せずに自治体が受領する場合、利用者等による伝達過程での改ざんは困難であり、署名の必要性は高くない。またこのような場合に署名が付されていると、その証明書を入手した第三者が「自身が被証明者である」と騙りやすくなり、転用するリスクがあるとの指摘もあった。これらの点に留意し、再利用リスクを精査の上、署名自体の可否を検討した上で、VCを用いるべきか検討する必要がある。

#### 発行者がどのような鍵で署名することが適当かについて整理が必要

- ・ 就労証明書の本来の発行者から委託を受けて署名を行う事業者やVC発行プラットフォームが、発行者のものではない自身の鍵を用いて代理で署名する場合であっても、技術的には署名検証は可能と想定される。ただし、署名を代理で行うことが法的、社会的に受容可能と整理できるのかについての検討は必要。具体的には「プラットフォームが企業において権限を持つ者の指示の下

で署名を行っていること」をどのように検証できるようにするか<sup>5</sup>についての検討が必要。

- ・ また、本来は VC は証明書を発行する主体である企業が自社の鍵で署名することが想定されることから、十分な IT 予算と体制を備えているような企業においては、VC 発行プラットフォームの鍵が利用可能な場合であっても自社が管理する鍵を用いて署名を付して VC を発行するニーズも想定されるため考慮が必要。

#### **就労証明書 VC と他の証明書の紐づけをどのように担保するべきかについての検討が必要**

- ・ 就労証明書を申請者の Wallet 経由で自治体に提示する場合、自治体は特に保育所入所にあたる初回の申請では申請者の本人確認を行うことが必要な場合があると想定される。
- ・ そこで、就労証明書の発行時には、就労証明書の名義人と申請者を紐づけることができる情報を就労証明書に含めるか検討する必要がある。
- ・ 仮に紐づけが必要な場合、この紐づけにマイナンバー等のプライバシーインパクトの強い識別子を利用する場合は、法令上の制約や想定されるリスクも考慮の上、自治体の要求に応じて慎重に検討する必要がある。

その他、委員より「就労証明書 VC を自治体以外に提示するユースケースの有無」「企業やプラットフォームから従業員に VC を発行する際の認証方法」「対面提示において目視確認による提示を想定するべきか」などについて、検討の必要性が示された。

### **3. 題材ユースケース②住民票の写しにおける VC・DIW の活用について**

#### **ユースケースの概要、前提等**

注) 仕様・実装等は架空のものであり、実際のユースケースに対する仕様・実装等を決定するものではない。

---

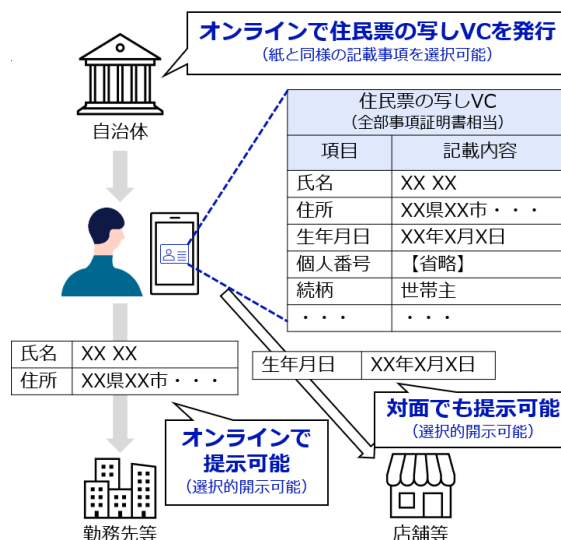
<sup>5</sup> VC 発行プラットフォーム側で企業の登録をしておき、認証や操作ログによって企業が署名したものと推定できる可能性がある。企業の実在性確認のために G ビズ ID を活用することも考える。

このユースケースでは、自治体から発行された住民票の写し VC を、本人が民間企業に対して提示することで世帯情報等を証明することを想定した。

本議論において、VC 化した住民票の写しの記載事項には、世帯全体の情報が含まれるものとした。(提示先と手続の用途は特に本議論では限定はしていないが、所属企業における扶養手当や、住宅ローンの申し込みなどにおいて用いられることが考えられる。) また、個人番号は紙の住民票の写しと同様に発行時に記載有無を選択できることとした。

発行方法はオンライン発行のみとし、住民票の写し VC を請求する者は本人のみとした。

提示方法は、オンライン/対面のいずれでも可能とし、提示時には選択的開示を利用できることを前提とした。紙の住民票の写しとは異なり、VC は提出しても本人の手元から削除されず、本人が再取得せずに何度でも提出できることとした。



## 議論で得られた主な意見、示唆

### 住民票の写し VC と提示者の紐づけを検証することは技術的に可能である

- ・ オンラインで紐づけを検証する場合は検証者が第三者の本人確認結果に依拠することが可能である。例えば住民票の写し VC の発行時及び提示時に公的個人認証制度 (JPKI) による本人確認を行うことを要求することによって、提示者と住民票の写し VC の紐づけを検証することが可能。
- ・ 対面の場合は、検証者が自身で提示者と住民票の写し VC の被証明者の同一性を検証する場合は、住民票の写し VC に例えば顔写真のような生体情報を含む形で発行し、検証者が顔写真と本人の容貌を比較することなどによって検証する方法が取り得る。

### 住民票の写し VC における慣習的な本人確認用途についての留意が必要

- ・ 現在の紙の住民票の写しは、本人確認に使われている場面がある。このため住民票の写しの VC に際しては、本人確認と属性証明の用途を明確に区別するなど留意が必要。

### 住民票の写し VC の改ざん有無を技術的に検証することは可能だが、発行者が自治体かの検証の仕組みについての検討が必要

- ・ 検証者が VC を受け取った際に、公開鍵を用いて VC に付された署名を検証することで「公開鍵に対応する署名鍵で署名が行われたこと」及び「署名が行われてから改ざんされていないこと」を検証することが可能。
- ・ ただし署名値の検証だけでは、公開鍵に対応する署名鍵によって署名されたことと、署名が付されてから改ざんされていないことしか検証ができない。そのため、その公開鍵が本当に発行元の自治体のものであるかどうかについて、検証者が確認し、信頼ができる仕組みが必要。この際には、コスト負担の軽い方法を検討することも重要。

### 名寄せ防止や提示データの最小化など技術的プライバシー保護策は取り得るが、プライバシー原則に則ってより広範な検討が必要なことに留意が必要

- ・ 住民票の写しは個人情報記載される書類であるが、検証者が世帯構成員の性別や年齢のみ確認するなどの場合には選択的開示を用いて属性情報を最小化する方法が取り得る。署名値やメタデータによる名寄せ対策についてもゼロ知識証明やメタデータの最小化などの方法が取り得る。
- ・ ただし、プライバシーに関しては名寄せ対策のみにフォーカスせず、OECD の 8 原則や、ISO/IEC 29100 の 11 原則などに則って対策を検討する必要がある。

### Wallet の互換性の確保にはコンFORMANCEテストを行うためのツールが必要

- ・ 今後、仮に対象とするエコシステムにおいて Wallet 等の各種システムの仕様書が提供され、VC フォーマットやプロトコル等の既存の技術規格書なども含めて仕様検討に必要な情報が揃った場合においても、開発者が各種文書を読解しているのみでは、開発者によって Wallet の実装がばらつき、互換性が損なわれる可能性が高い。このためコンFORMANCEテストを行うためのツールを整備することで、文書の解釈ではなく、統一された動作確認でテストを行う仕組みが必要と考えられる。

その他、委員より「利用者が Wallet を複数使っている場合に、住民票の写しを格納した Wallet と、他の VC を他の Wallet から別々に提示が行われた場合、同一人物であることをどう紐づけるのか」などの論点も挙げられた。

また、VC・Wallet の活用の在り方の検討において考慮すべき可能性として「マイナンバーカードで VC と提示者との紐づけができる可能性」や、「キオスク端末と Web Wallet を活用できる事例」が紹介された。

## 4. ユースケースによらない横断的な施策や検討事項について

個別ユースケースに閉じず、横断的な検討が必要と考えられる事項として以下のような示唆を得た。

### VC の発行に関する横断的な検討事項

#### 民間企業が VC を発行する際発行システムのあり方についての検討が必要

- ・ 特に中小企業等は、自前で鍵を調達したり運用したりすることが、現実的に難しい場合がある。このため、複数の企業が共用して VC を発行できるシステムを提供することで、中小企業等でも VC を発行できるようにすることも考えられる。ただし、委員より VC 発行プラットフォームに全ての発行機能を寄せてしまうと、一部の企業のニーズに沿わないことや、VC 発行プラットフォームの提供機関が中央集権的に個人の情報を把握することにつながることをはじめとした様々な懸念も示された。このため、国が単一システムに中央集権的にデータを管理しないような発行形態として、企業の人事労務システムのデータ等と連携しつつ、複数の SaaS から VC 発行可能とするような形態も含めて方針を検討する必要がある。
- ・ 鍵の信頼のあり方についても検討が必要である。まず、VC 発行プラットフォームを利用する場合には、鍵として何を利用するかを検討が必要であり、第三者に署名を委託し、委託先の鍵を複

数の企業で共用する方法や、委託先で企業ごとに個別で生成する方法、委託先が企業の鍵を預かって使用する方法がある。第三者の委託先の鍵を共用する場合にはどのように個別企業による証明書発行の信頼性を担保するかという検討が重要であり、一つの検討項目として、公開鍵証明書の情報で整理する方法も取り得る。公開鍵の確認だけで信頼できるのかも重要であり、どのように必要な情報を検証者が取得し検証できるようにするかという観点での検討も必要となる。

### 自治体が VC を発行する際の発行システムのあり方についての検討が必要

- ・ 自治体が発行システムを個別に準備することは合理的ではない。このため、自治体共通の VC 発行プラットフォーム上に各自治体の鍵を預け、VC 発行プラットフォームに自治体がログインして署名操作を行う方法も想定される。しかし、適切な鍵の準備にも一定の検討負担やコスト負担が想定される。それであれば、自治体の鍵を預けるのではなく、各自治体用の鍵を VC 発行プラットフォームが生成・所持し、署名に用いる方法も考える。しかし、この場合、署名の持ち主はプラットフォームのため、公開鍵証明書の記載情報次第では、本来の署名主体たる自治体とプラットフォームの署名の関係性が、署名検証のみでは明らかにならない可能性がある。
- ・ さらに、鍵を自治体ごとに分けて管理せず、VC 発行プラットフォーム側で発行した 1 つの共通の鍵を用いて署名を行う方法も考えられる。例えばワクチン接種証明書は自治体が発行して国が署名を打つ方法を採用している。これはいわゆる「公証人モデル」と呼ばれ、信頼できる情報源から直接情報提供を受けた上で、信頼できる機関が署名を行い、VC を発行する類似事例と言える。この際には、署名を行う機関の参加要件や鍵の運用基準などのルール整備の他、監査や認定などの仕組みについても検討が必要となる。

### まとめ

- ・ 以上、自治体発行・民間発行それぞれへの示唆を踏まえ、事務局としては VC の発行について「自治体や民間企業が VC 発行に用いるシステムの在り方に関する議論は現時点で未成熟である。そのシステムを誰がどのような形態で提供し、管理し、運用する方法が適切かについては、プライバシーの観点や法的な信頼の観点や発行を行う自治体や民間企業の利便性の観点など、技術以外にも様々な観点から継続的に検討を行う必要がある」と受け止めている。

## Wallet に関する横断的な検討事項

### 様々な行政ユースケースにおける VC を扱う Wallet のあり方についての検討が必要

- ・ 将来的に住民票の写し VC が実現した際には、利用者は住民票の写し VC とカード代替電磁的記録を同時に提示したい場面もあり得ると想定される。この際に検証者が VC の被証明者が同一人物であることが分かる方法を検討する必要がある。例えば、複数の VC を同じ提示に含め、Wallet の署名鍵によって署名することで、Wallet の鍵で紐づけることも可能。
- ・ 別に提示する証明書の識別子で紐づける方法もあり、例えば、海外向けのワクチン証明書では、ワクチン証明書にパスポート番号を含んで発行した事例もある。
- ・ また、Wallet が複数存在するケースもあり得る。複数 VC を別々の Wallet から提示するとき、提示者が同一人物であることをどのように担保するのかについて検討する必要がある。

### 複数の行政ユースケースを踏まえた Wallet のセキュリティ要件の検討が必要

- ・ 特定の一つのユースケースを基に、Wallet 及び付随する機能のセキュリティ要件を決めてしまうと、異なる VC を同一の Wallet に格納するには、セキュリティが不足する懸念があるため、セキュリティ要件策定時に想定するユースケースは留意が必要。
- ・ こうした複数ユースケースにおけるセキュリティ要件の課題への対応策の一つの可能性として、公的な VC を格納する Wallet 及びこれに付随する機能には統一かつ高いレベルのセキュリティ基準を設け、民間が発行した VC を民間にのみで提示するユースケースについては、民間で自由に提供される Wallet に任せるアプローチも考えうる。

### 国際的な相互運用性に関する考慮が必要

- ・ EU 加盟国内の検証者に対して、日本国内で発行された VC を提示するようなケースを想定する場合は、Wallet が EU の要求するセキュリティ等の水準を満たす必要があることにも考慮が必要となる。
- ・ 行政ユースケースで仕様が統一化された Wallet を提供する場合は、その Wallet が扱う証明書がどの国のどのような組織と、どのような手続でやり取りされるのかを明確化しつつ、Wallet のセキュリティや機能等にも相手方の基準を反映する必要がある。

### まとめ

以上の示唆を踏まえ Wallet について事務局としては、以下のとおり受け止めている。

- ・ 様々な行政ユースケースにおける VC を扱う Wallet は定まっておらず、一部の事業者による特定のハードウェアや OS に依存する Wallet のみでは、活用の広がり面で課題がある。Wallet が互換性無く乱立すると利用者の利便性が損なわれるという懸念もあるため、相互運用性の高い Wallet を様々なプレイヤーが提供できる環境が求められる。  
しかしこれらの論点についても現時点では議論が未成熟であるため、相互運用性やセキュリティレベル等の整合性を保ちながら、行政ユースケースにおける Wallet 及びこれに付随する機能をどのような形態で提供すべきかについて、技術面のみならず様々な観点から継続的に検討を行う必要がある。

### VC の提示・検証に関する横断的な検討事項

#### 検証者が VC を受け取る資格があるか Holder が確認できる仕組みについての検討が必要

- ・ 公的な VC を提示する際に検証者が意図した相手かを確認しなければ、検証者になりすました偽サイトなどに誤って VC を提示してしまい、それによって個人情報などが意図しない相手に渡ってしまうことがある。この問題を解決するためには、検証者の審査や登録制度が必要となるが、運用負担やコストが大きいことが想定されるため、このことに留意の上、実現手段や要否を検討する必要がある。